



納得いかない!

困った!!

時は川崎市消費者行政センターにご相談ください!!

川崎市消費者行政センター相談窓口電話番号

☎044-200-3030

相談 月～金曜日… 9:00～16:00 [日曜・祝日・年末年始]  
時間 土曜日… 10:00～16:00 (12/29～1/3を除く)

※金曜日は電話相談のみ19:00まで受付  
※土曜日は電話相談のみ受付

消費者ホットライン(全国统一電話番号)

局番なし 188 いやや!

区役所での予約出張相談

面談を希望される場合には、次の3区役所に相談員が出張して相談をお受けします。

相談時間 9:00～16:00(土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

中原区役所:金曜日 高津区役所:火曜日 多摩区役所:月曜日

※前日(相談日の月～金)16:00までに消費者行政センターへ出張相談の予約をしてください。

電子メールによる相談

電子メールによる相談をお受けします。(携帯電話からのアクセスは不可)

※消費者行政センターホームページにある消費生活相談「メール送信画面」から送信してください。

※回答は1回限りです。

※回答は電子メールをもとにした見解であり、解決を保証するものではありません。



### 契約トラブルに巻き込まれないためのきりふだ6ヶ条

- ① いらないときは「いません」とはっきり断る!
- ② サイン、押印は慎重に! 口約束も要注意!
- ③ うまい話に安易にのらない!
- ④ 買う前に家族や友人に相談を!
- ⑤ 契約書の内容はよく確かめて!
- ⑥ 前払い、クレジット購入は慎重に!

### 未成年者の取消権

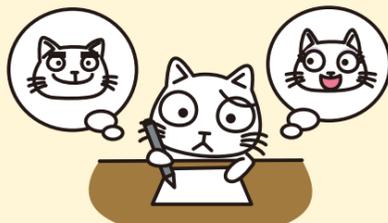
未成年(既婚者は除く)が親の同意を得ないで行った契約は取り消すことができます。

ただし次の場合は取り消すことができません。

あらかじめ小遣いとして渡された範囲内の契約

親から任されている営業取引に関する契約

20歳以上と自ら偽って契約した場合  
業者から指示され、偽りの年齢を書かれた場合には取り消すことができます。



訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけれど解約したい…

そんな時は、クーリング・オフ制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは

訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。

訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等も含む) …	8日間
電話勧誘販売 …	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法) …	20日間
特定継続的役務提供(エステティック、語学教室、家庭教師学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス) …	8日間
業務提携誘引販売取引(内職商法、モニター商法) …	20日間
訪問購入(訪問買取) …	8日間

- 通信販売は、原則クーリング・オフできません。(広告に返品特約があるかを確認しましょう。返品についての記載がない場合は、商品到着後8日間は送料負担で返品できます。)
- 消耗品(化粧品、健康食品など)で使用した分については、原則クーリング・オフできません。
- 「特定継続的役務提供」「連鎖販売取引」「業務提携誘引販売取引」は自分から店舗に行き契約した場合も、クーリング・オフができます。
- 「特定継続的役務提供」「連鎖販売取引」は、クーリング・オフ期間後でも、一定の条件内で中途解約ができます。
- 訪問購入は、クーリング・オフ期間中は品物を手元に置いておくことができます。

ハガキの書き方(例)

契約解除通知書

〇年〇月〇日、貴社と〇〇の購入契約をしましたが、解除いたします。つきましては、支払い済みの〇〇〇〇円を至急返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。

〇年〇月〇日

住所 川崎市〇〇区〇〇町〇〇

氏名 〇〇〇〇

(例)のようにハガキを書いて、裏・表のコピーを取って、特定記録郵便か簡易書留で契約業者の代表者に送ります。不明な点は、消費者行政センターへお問い合わせください。

これで安心!!



### 悪質商法の手口をマンガでチェック!!



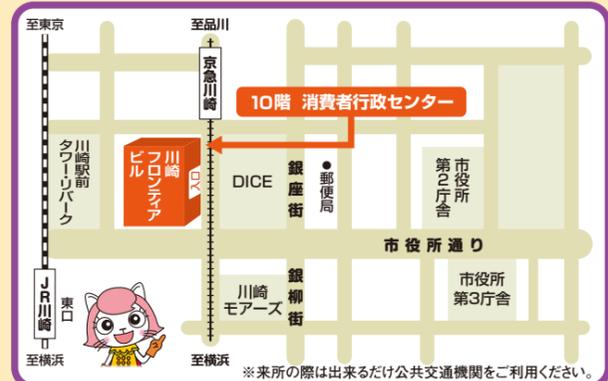
### あなたのタイプを診断するカモ診断テスト

川崎市消費者行政センター

かわさき消費生活メールマガジン

最新の消費生活関連情報をお届けします!

mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp(パソコン用)  
mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp(携帯電話用)  
に空メールを送ると登録手続きが行えます。

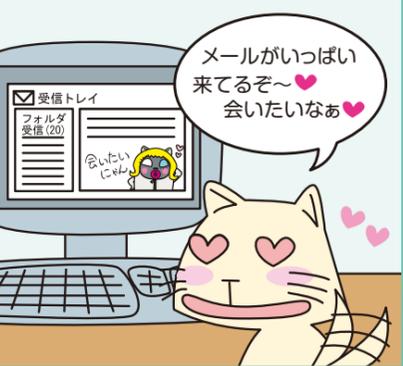


川崎市消費者行政センター

請求元には絶対連絡せず、まず相談しよう。

# 不当請求 (出会い系アダルトサイト)

ハガキなどで、覚えのない有料サイトの利用料を催促されたり、携帯・パソコンなどでURLをクリックしたら突然登録料などを請求される。



興味本位でアクセスしない、業者に連絡しない、言われるままに支払わないことが大切です!



安さにつられてすぐに申し込まないこと。

# お試し商法 (サプリメントの定期購入)

多くの場合、初回は低価格で購入できるが、複数回の定期購入が条件で、総額は高額になる。有利な条件が強調されていることが多く、重要な契約条件を見落としがち。

「お試し」「無料」などの言葉にまどわされず、購入の条件、返品できるかなど、十分確認しましょう!



安易なもうけ話に気をつけよう。

# マルチ商法

「よいサイドビジネスなど」と言われて誘い、商品の販売組織に加入して新たな会員をリクルートすればマージンが入るといふシステムだが、勧誘できなかったために売れない商品と借金を抱える。

「誰でも」「簡単に」「儲けられる」といった甘い言葉に注意しましょう!



呼び出されて突然誘われる契約は要注意。

# アポイントメントセールス

「合格しました」などと気を引く言葉で呼び出され、「タレントの仕事をするため」と突然レッスン契約を勧誘され、契約するが、レッスン料が高額で支払いに困ってしまう。

呼び出されて、目的と違う契約を勧められたら注意しましょう!



世の中そんなに甘くないにや…